

平成30年度管内市町教育委員会就学事務担当者等研修会 概要

北海道教育庁胆振教育局義務教育指導班

胆振教育局では、平成30年7月9日（月）に、登別市民会館を会場として、平成30年度管内市町教育委員会就学事務担当者等研修会を開催しました。

管内の市町教育委員会就学事務担当者や、小・中学校及び特別支援学校教員、福祉関係職員の計28名が参加し、説明や演習を通して、就学事務に関わる法令や早期からの支援体制づくりの重要性について理解を深めました。

説明1 「本道の特別支援教育の現状と課題」

学校教育局特別支援教育課主査 山内 功

【説明内容】

- 特別支援教育の動向
- インクルーシブ教育システムの構築
- 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の教育課程と指導の実際
- 特別支援教育に関する基本方針

【まとめ】

障がいのある児童生徒の学びの場を考える際には、当該児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けていけるかという視点が大切であることを確認した。



説明2 「就学事務担当者の役割」

学校教育局特別支援教育課主査 山内 功

【説明内容】

- 就学の流れ
- 学校教育法施行令の改正
- 就学指導と教育支援

【まとめ】

就学事務を進めるに当たり、障がいの状態や学校環境など総合的な判断、保護者との合意形成を図るため早期からの対応、法令等の理解、就学後の発達や適応状況に係る継続した教育相談が大切であることを確認した。



演習・協議 「早期からの教育相談・支援体制の構築に向けて」

【演習内容】

- 特別支援学級に在籍している児童の特別支援学校への転学に係る事例検討

【協議内容】

- 当該児童の困難さが、「学校教育法施行令第22条の3」の障がいの程度に該当しているか確認する必要がある。
- 当該児童が抱える困難さについて、一つずつ丁寧に実態把握を行う必要がある。

【まとめ】

就学先決定については、最終的には市町教育委員会が総合的に判断するものとなっているため、教育支援委員会の判断が決定ではないことを踏まえる必要があることを確認した。



【意見・感想】

- 特別支援教育の現状がデータで示されており、分かりやすかった。
- 特別支援学級の教育課程については、パートナー・ティーチャーの相談でも関わるため、分かりやすい表を示していただき、参考になった。
- 「学校教育法施行令第22条の3」を踏まえ、就学先について「総合的に判断する」ことの難しさを感じた。
- 就学指導と教育支援の違いについて、混同している人が多いと感じた。
- 就学時に留意すべき点について、詳しく理解することができた。
- 就学先決定に際しての保護者への説明のポイントが参考になった。
- 就学事務に係る教育委員会の果たすべき役割を把握することができた。
- 様々な参加者と協議することで、就学事務についてのそれぞれの理解の程度や考え方が分かった。